

子ども・子育て支援新制度

ハンドブック

平成27年7月
改訂版

施設・事業者向け



すべての子どもたちが 健やかに成長していくために。 子どもの育ちと子育てを社会全体で支援します。



平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。

この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月に本格スタートしました。

この新制度の実施のため、消費税が10%になった際の増収分から、毎年7,000億円程度が充てられることになりました。

貴重な財源を子ども・子育て支援のために効果的に活用していきます。

CONTENTS

1部:制度の説明

子ども・子育て支援新制度のポイント 2

施設型給付

施設型給付の概要と仕組み	3
給付の基本構造	4
公定価格の骨格(イメージ)	5
利用者負担(保育料)の水準	7

認定こども園

認定こども園4類型の比較	8
幼保連携型認定こども園の認可基準	9
幼保連携型認定こども園教育・保育要領	10

地域型保育給付

地域型保育事業の概要	11
地域型保育事業の認可基準	12

市町村の確認制度(運営基準) 13

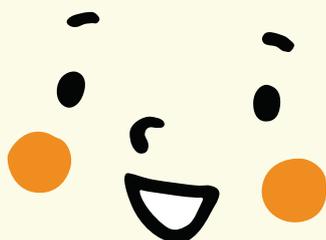
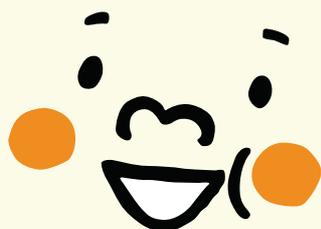
私立幼稚園の選択肢 15

利用手続きの流れ(イメージ) 16

地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業の概要	17
利用者支援事業	19
地域子育て支援拠点事業	20
妊婦健康診査／乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	21
子育て短期支援事業／ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	22
一時預かり事業	23
延長保育事業／病児保育事業	24
放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	25
実費徴収に係る補足給付を行う事業	26
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	27

2部:よくある質問(FAQ) 28



子ども・子育て支援新制度のポイント



事業者の皆さまが、「子ども・子育て支援新制度」を理解する上で、重要となる5つのポイントをまとめました。



1 「施設型給付」「地域型保育給付」を創設します。

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）を創設します。

※地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応します。



2 認定こども園制度を改善します。

- 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけます。
- 認定こども園への財政措置を「施設型給付」に一本化します。



3 地域の子育て支援を充実します。

- 地域の実情に応じた子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ、一時預かり事業などの「地域子ども・子育て支援事業」）を充実します。



4 市町村が実施主体となります。

- 市町村は地域のニーズに基づき幼児期の学校教育・保育・子育て支援の提供について計画を策定し、給付・事業を実施します。
- 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支えます。



5 新たな財源を確保して量の拡充や質の向上を進めます。

- 消費税率の引き上げにより、0.7兆円程度の財源を確保します。

※幼児期の学校教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の財源確保を目指します。